

障害者の職業選択に伴う問題と支援の在り方

——「発達障害」のある若者に対する就業支援の課題

望月 葉子

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター主任研究員)

障害者に対する雇用支援は、障害者の雇用の促進等に関する法律によって実施されている。しかし、通常教育に在籍した経験を有する発達障害者の中には、職業選択において障害者のための雇用支援があることを知らない、知っていても選択しない、などにより支援を利用するまでにさまざまな失敗や挫折を繰り返すケースがある。そこで、発達障害があることで就業困難となっている若者に焦点をあて、こうした問題の背景を解明し、支援の在り方に関する検討を行うことが必要である。支援は、当事者が選択して初めて機能できる。本稿では、障害者雇用支援を利用して就職するケースに焦点をあて、学校と学校外の就業支援の課題を検討した。

目次

- I はじめに
- II 職業選択に伴う問題
- III 支援の課題

I はじめに

1 発達障害者支援法における発達障害

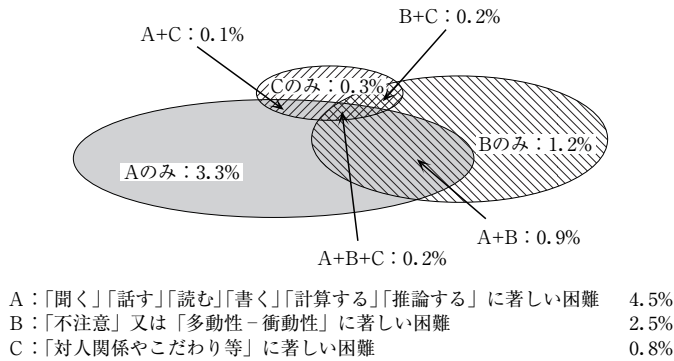
発達障害は「発達期（概ね18歳未満）に発現する脳機能の障害」であり、知的障害、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の様々な障害を包含する概念である。こうした発達障害の中で、知的障害については知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）等が施行されており、医療・教育・福祉・臨床・就労のそれぞれの場面で、支援体制整備並びに具体的な支援が進められてきた。したがって、発達障害者支援法¹⁾（平成17年4月施行）における「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において

発現するものとして政令で定めるもの」と定義された。

発達障害支援法の制定には、それぞれの障害について支援対象者数の把握が必要となる。しかし、障害の出現率については諸説あり、障害の重複もあわせると、実態把握には困難があった。発達障害は、成長とともに状態像が変化する障害である。したがって、発達に即した変化の実態を把握する必要がある。医学でいうところの長期予後であるが、「わが国では長期予後に関する研究自体が、まだほとんどなされていない」（平林 2002）ために、支援対象者数把握の根拠は、文部科学省の調査²⁾結果（2002）であった。

この調査によれば、学習面(A)、行動面（「不注意」又は「多動性-衝動性」(B)と「対人関係やこだわり等」(C)）のそれぞれ、もしくは重複して、通常学級で指導上の困難を有する生徒（軽度知的障害を除く）が6.3%を占めていた（図1）。

この結果に基づき、文部科学省は平成14年から「通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする」児童・生徒を対象として、特別支援教育を開始した。ただし、教師からみた指導上の困難のすべて



出所：文部科学省（2002）より作成。

図1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒

が児童・生徒の障害に起因するとして推計されている訳ではない。また、「支援策を講じるにあたっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者）の意思ができる限り尊重されなければならない（発達障害者支援法第3条）」とあり、必ずしも在学中に自らの特性を障害として理解している訳ではない。

これに対し、知的障害や自閉症等の障害のある生徒は従来からの障害児教育の対象であり、『学校基本調査』においては通常学級の在籍者とは別に集計されている（例えば、平成18年度『学校基本調査』では、義務教育段階（9学年）で知的障害・情緒障害・言語障害学級並びに知的障害養護学校に在籍する児童・生徒13万4033人、通常教育の小中学校に在籍する児童・生徒1078万8944人）。平成19年4月（学校教育法改正³⁾）までの特別支援教育は、障害への個別対応をめざしながらも通常教育における支援に限定しており、障害児教育とは一線を画していた。

発達障害者支援法における定義の範囲は、援護制度の運用をめぐる議論の経緯⁴⁾と関連する。発達障害に位置づけられる障害が、知的障害と知的障害以外の障害に明確に分けられるのであれば、両者の関係は明解である。しかし、必ずしも知的障害者福祉法と発達障害者支援法の対象は独立ではない。このため、「発達障害者支援法における発達障害の定義をみると、従来の発達障害概念の一部が『発達障害』として取り上げられているに過ぎない。支援法の定義は従来の概念からすると

『軽度』発達障害として議論されてきた状態像が相当する。用語は同じでも概念の範囲が異なるので混乱は必至である」（原2005）等の議論を喚起することになった。例えば、発達障害者支援法における広汎性発達障害には「知的障害を伴う自閉症圏の人たち」も含まれると解釈できるが、この法律が定義した「発達障害」と知的障害との関係や知的障害を重複する場合等の考え方については明示されていない。

2 発達障害に対する理解

通常学級や通常教育で学校教育を終えた発達障害のある若者は、卒業時に「新規学卒」就職を選択する⁵⁾。そして、そのまま職業生活に適応・定着していくケースもある。その一方、職業選択や採用後の職業適応に失敗するケースもある。中には、一般求人への応募や適応の失敗等を繰り返した後、障害者雇用対策の対象として支援機関を利用するケースもある。しかし、いずれのケースも、初職入職時点では自らを（親は未成年のわが子を）一般の若年雇用対策の対象として位置づけている点で共通していた。そして、当事者が障害を開示しない限り、学校が発達障害を把握することは稀であった（障害者職業総合センター2000, 2004）。以下に、障害に関する理解の現状と課題を整理しておくことにする。

(1) 当事者の障害理解について

発達障害の発現時期については低年齢であるとされるが、明確な受障時期が特定されることは少ない。また、原因も多様である。受障時期と損傷

部位が明確な脳外傷や脳血管障害による脳機能の障害（高次脳機能障害）と対比するとき、その特徴がより明確になる。すなわち、「受障前にできたことが、できなくなった」といった中途障害に固有の障害の自覚は、発達障害には起こらない。発達の原則は発達障害のある子どもにも当てはまるから、発達の遅れと偏りがあっても、行動上の問題があったとしても、成長に伴ってできることが増えていく。また、早期からの支援によって問題が軽減すれば、将来に予測される支援が軽減する可能性もある。発達障害者支援法が早期発見・早期診断・早期対応を重視する含意はここにある。しかし、家族の気づきによって、幼少期に診断が確定するケースもあれば、疑いがあったとしても診断が確定しないケースもある。中には、成長とともに当初の診断が変わるケースもある。いずれにしても治療や発達の支援経過は観察の対象となる。また、医療機関の診断ではなく療育・教育相談機関の判断によって相談や支援の対象となるケースもある。

こうしたことから、発達障害は当事者が気づきや自覚を持ちにくい障害であるといえる。そして、職業上の問題を抱えながらも障害を障害として認識していないケースに対しては、まずは自己理解を深めること、ならびに、特性に応じた支援（障害者雇用や福祉など）を選択すること、が支援の課題となる。

(2) 障害に対する理解・啓発について

発達障害の特性について、例えば、対人面や行動面のスキルの獲得において、障害の有無を区分する明確な基準は設けられていない。東條（2005）は、「自閉症スペクトラムの概念によれば、自閉症、アスペルガー症候群、非定型自閉症はそれぞれ別個の障害ではなく、連続体であり、さらに、自閉症の特質と似た困難を抱える健常児者へも連続性があるとする概念で、日本語に直訳すれば『自閉性の連続体』となる」とし、自閉症は健常児者に連続性がある概念として理解すること（例えば、若林 2003；國平ら 2003）、知的障害と自閉症スペクトラムの両方の連続性を組み合わせて障害を理解すること、の重要性を指摘している。同様に、知的障害の有無を区分する明確な基準はあるわけでは

なく、例えば知能検査の結果の分布において、知的障害児者と健常児者には連続性がある。

発達障害の診断に際しては、医学における診断マニュアルや治療経過（含、投薬の効果等）に行動観察等が総合的に反映される。しかし、知的発達の軸と対人面や行動面等の複数の軸が組み合わさることで、適応上の問題も極めて複雑かつ多様になる。したがって、発達障害は、職業生活への適応に際し、当事者と当事者を受け入れる企業の双方を支援する専門家の具体的な情報提供と環境調整の役割が大きい障害であるといえる。

3 障害者雇用支援における発達障害

わが国の障害者雇用施策は、①障害者雇用率制度等に基づいて行う事業主への指導・援助、②障害特性を踏まえたきめ細かな職業リハビリテーション⁶⁾、③障害者雇用に関する啓発、を柱として展開されている（『障害者の雇用の促進等に関する法律』）。その趣旨は、障害のある者が雇用社会に参入して適応し、自立していくために必要な支援として、社会ならびに事業所の受け入れ体制整備と当事者の職業への移行・適応支援を行うことにある（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 2007）。

①の法定雇用率制度は、まず身体障害を対象として始まり、その後、知的障害、精神障害の順に対象障害を拡大して現在に至る（精神障害は雇用義務化の前段階であるが、平成 18 年より実雇用率に算定されている）。対象障害の確認は、原則としてそれぞれの診断に基づいて交付される障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）によって行われる。これに対し、②の職業リハビリテーションならびに③の啓発の対象は、身体障害、知的障害、精神障害を含むすべての障害とされる。この場合の対象障害の確認は、原則として診断によって行われる（障害者手帳の有無にかかわらず対象となる）。

したがって、発達障害が「知的障害を伴わない障害」であれば、「職業リハビリテーションの対象」であるが「法定雇用率の対象」ではない。しかし、職業選択の時点では、身体障害、知的障害、精神障害の特性を併せ持つ場合がある。このため、

学齢期に「発達障害」と診断された場合でも障害者手帳が交付されて法定雇用率の対象となるケースがある。

表1に、「ハローワークにおける障害別職業紹介状況」(厚生労働省 2008a)を示す。「身体障害」「知的障害」「精神障害」と「その他の障害」で報告されており、「発達障害」としては集計されていない。

発達障害者支援法という「発達障害」は原則として「その他の障害」で集計されることになるが、実態としては「知的障害」「精神障害」にも集計される。また、表2に発達障害者職業紹介状況(厚生労働省 2008b)を示す。ただし、就職件数について、表1の「その他の障害」の内数であるのか、「知的障害」「精神障害」等の障害者雇用率の対象となった就職件数はどのくらいか、については明記されていない。発達障害者の就職件数を見る限り、極めて少数である。今後、支援体制が整備されれば増加するのか、どのような条件整備が有効であるのか、などが検討課題となろう。

「障害ではない」もしくは「発達障害は知的障害を伴わない障害である」という理解で学校時代を過ごした当事者の場合、職業選択の場面では、知的障害者のための雇用支援の対象となるという事態は受け容れがたいことが多い。あるいは、二次障害を併発して医療の対象となり、精神障害者のための雇用支援の対象となるという事態もまた、受け容れがたいことが多い。したがって、問題が顕在化したときの診断名が例えば知的障害や精神障害などの場合、障害の受け入れを拒否(忌避)するということもある。就職や適応で失敗や挫折

を経験するまで(経験してもなお)、障害者のための雇用支援の選択に至らないこともある。

II 職業選択に伴う問題

発達障害のある若者の職業選択は、まさに彼らの教育の選択と密接に関連していた。なぜなら、通常教育にかけた期待(例えば、障害者手帳をとらずに就職するなど)の成否は、職業選択で失敗するまで(失敗しても)評価されなかったからである。これは、当事者とその親の両者の“障害の受けとめ方”の問題とも関連していた(障害者職業総合センター 2000, 2001, 2004, 2006)。IIでは、職業リハビリテーションを選択しない若者を生み出すメカニズムについて、その問題を整理し、問題解決のための試みを概括する。

1 発達障害と「ニート」

1990年代後半から学校経由の就職が困難さを増しているという実態に加え、ニート問題等への関心を背景として、若者のための様々な施策が矢継ぎ早に施行されてきた(若者自立・挑戦戦略会議 2003, 2004; 厚生労働省職業能力開発局 2005, 2006)。こうした一連の経過について、小杉(2008)は、日本での本格的な若者雇用対策は2003年の「若者自立・挑戦プラン」からであるとし、このプランは文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生政策担当大臣の4大臣名で発表された初めての省庁横断的な若年者雇用対策プログラムではあるが、学校におけるキャリア教育と学校外の就業支援との連続性があるとはいえない点を問題

表1 障害別職業紹介状況

	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	
		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度			
新規求職申込件数	18年度	103,637	62,217	26,298	21,607	3,919	18,918	895
	19年度	107,906	61,445	26,120	22,273	3,983	22,804	1,384
有効求職者数	18年度	151,897	94,109	40,820	32,870	8,385	24,092	826
	19年度	140,791	82,017	35,925	30,561	7,820	27,101	1,112
就職件数	18年度	43,987	25,490	10,024	11,441	2,823	6,739	317
	19年度	45,565	24,535	9,835	12,186	3,090	8,479	365

注：新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計、有効求職者数は年度(期間)末時点の数値。

出所：厚生労働省(2008a)より作成。

表2 発達障害者の職業紹介状況（平成18年度）

	計	男	女
新規求職申込件数	284 (185)	216 (150)	68 (35)
有効求職者数	255 (145)	206 (122)	49 (23)
就職件数	110 (58)	93 (47)	17 (11)

注：有効求職者数は平成18年6月末現在の状況。（ ）内は前年同期の数字。

として指摘している。小杉はまた、「学校就職以外の経路はまだ十分に整備されているとはいいがたく、その整備を進める一方で、学校中退者や無業期間が長く、キャリアの道筋が見えない若者たちに対しては、特別な配慮を持った支援が必要である。そして、それも学校在学中からの一貫した政策に位置づけられなければ、効果を十分発揮できない」ことを指摘する（小杉 2008）。

このような施策の中には、若者自立・挑戦プランや日本版デュアルシステムのように、いわゆる一般若年層を対象とした実践的能力開発の施策もある一方、在学中のインターンシップや卒業後のトライアル雇用事業のように一般の若年層を対象とした事業形態と障害者を対象とした事業形態の両方を視野に入れた施策もある。しかし、学校（通常教育）と学校外の就業支援（障害者対象）との連続性については、一般若年層の連続性と同様、あるとはいいがたい現状がある。

このような状況にあって、発達障害のある若者は、一般の若年層を対象とした雇用施策と障害者雇用施策の間で、いずれの施策にも周辺的な存在となっていると考えられる。このため、彼らは、小杉・堀（2003）の指摘する「一般の若年層を対象とした施策からドロップアウトする」あるいは「政策に乗ってこない」層にあてはまる対象者である。その一方で、障害特性に相応する支援と出会うことがなかった対象者でもある。すなわち、学校教育における教育的リハビリテーションの延長上に職業リハビリテーションを仲介させた支援が必要となる対象者でありながら、そうした就業支援を想定しない対象者である。だからこそ、彼らは自らを一般の若年雇用対策の対象と考えることになる。

こうした「職業リハビリテーションを選択していない若者」については、背景に“障害特性に起

因する問題”をもちつつ“通常教育を卒業”し、“職業リハビリテーションの選択肢がない”といった社会的・制度的側面と“職業リハビリテーションの選択肢があったとしても選択しない”といった心理面の問題によってNEET状態にある場合、MEET’H (Marginal in Employment, Education or Training with handicap) としてとらえる必要があることを指摘した（障害者職業総合センター 2006）。MEET’Hは、「学校から職業への移行」の過程で顕在化する。したがって、本来、職業リハビリテーションを利用した「学校から職業への移行」によって職業生活への適応・定着を行っていく若者が、「職業リハビリテーションからドロップアウトしてしまう層」もしくは「全く職業リハビリテーションに乗ってこない層」とならないための方策が必要である。発達障害者支援法は、こうした状態にある当事者に対しても、支援体制の整備を求めるものとなるだろう。既に政策課題として行政的な取り組みが始まっているが、職業リハビリテーション施策の充実もさることながら、職業リハビリテーションの利用可能性を高める施策もまた必要である。

発達障害に内在する問題によって、さらには、学校と学校外の就業支援の不連続を背景として、職業リハビリテーションを選択しない若者が常態化していることへの対応が求められている。その中で、「職業リハビリテーションを利用して職業への移行に成功したケースがあること」、しかし、「在学中の障害理解支援、並びに卒業後の職業リハビリテーション利用に関する情報提供支援がなかったこと」が明らかにされている（障害者職業総合センター 2000, 2004）。ただし、職業リハビリテーションを選択すれば問題が解決するという事態ではなく、就業支援の充実と企業の受け入れ体制整備ならびに障害理解の促進の課題は、依然として残されている。

2 学校進路指導における職業リハビリテーションとの連携

特別支援教育という新たなシステムによる支援を利用して学齢期を過ぎた発達障害のある若者が職業の世界に移行する時期は、そう遠くない

将来に予定されるだろう。しかし、いまだ、幼児期や学齢期の課題への対応に焦点がおかれており、後期中等教育ないし高等教育終了後の移行のための教育支援は今後の課題である（文部科学省 2008a, 2008b）。

発達障害者支援法が強調する「早期対応」の考え方に立てば、MEET’Hの社会的・制度的側面の問題解決は学校教育の課題そのものである。発達障害者への就業支援は、「学校」を仲介にする仕組みの構築こそが要となる。そこで、学校と学校外の就業支援の連続性を高めるためのモデルとして、高等学校において個々の特性に応じた進路指導を実施し、「学校」を仲介にする仕組みを検討した。ここでは、高等学校卒業後の進路選択ならびに移行後の経路を辿った結果（望月・向後 2007）から問題解決の試みと課題を検討することにしたい。

対象は、高校卒業後3年を経過した発達障害（知的障害を含む）のある若者132事例（男子：104事例；女子：28事例/高校在学時評価による知能検査（129事例）では $30 \leq IQ \leq 104$ ；平均：59.7 標準偏差：13.62）。

また、対象事例が在籍する学校は、全日制高等学校である。しかし、軽度発達障害コースにおい

て、以下を重点とする独自の教育課程をもつ；①入学選考において発達障害であることの確認を行う、②在学中に職業評価を行う、③生徒の障害特性に即した支援の選択肢として職業リハビリテーションに関する情報提供を行う、④必要に応じ、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得を勧める、⑤継続的な進路相談を通して進路先の選択・決定を援助する、⑥在学中の体験的学習を重視し、将来利用可能性のある企業・福祉施設などで実習を行う。

表3に132事例の高校卒業時の進路、ならびに3年後の雇用の状況（初職継続）を示す。

132事例の卒業時進路として、「職業能力開発施設（障害者校）等入学」が38.6%、次いで、「就職」が19.7%を占める。なお、「就職」には、障害者雇用就職が含まれる。職業能力開発施設（障害者校）入学においても障害者雇用率制度による就職においても、療育手帳（知的障害児者のための障害者手帳）取得が必要であるが、卒業時には45.4%が障害者施策の利用を前提に職業生活設計を描いていたとみることができる。ここからは、「福祉施設等利用」の14.4%とあわせ、対象事例のために学校進路指導の一環として実施された職業適性の評価と職業リハビリテーションに

表3 卒業後3年時点における職業への移行状況（単位：人）

進路先		調査対象者 卒業時進路 (%)	高卒後3年時点の 初職継続状況
大学等（短期大学）進学		2 (1.5)	1 ¹⁾
専修学校（専門課程）進学		1 (0.8)	1
専修学校（一般課程）進学		12 (9.1)	4 (内3 ¹⁾)
公共職業能力開発施設等入学		51 (38.6)	39
内訳	一般校	0 (0.0)	0
	障害者校	51 (38.6)	39
就職		26 (19.7)	16
内訳	学校紹介等障害者雇用	9 (6.8)	7
	学校紹介一般扱い雇用	12 (9.1)	6
	その他就職	5 (3.8)	3 (内2 ¹⁾)
一時的な仕事		4 (3.0)	1
その他進路先未決定等		36 (27.3)	12
内訳	福祉施設等利用	19 (14.4)	7
	その他 在宅等	17 (12.9)	5

注：1) 親が雇用する形で自営業に従事。

2) 網掛け：障害者雇用。

関する情報提供の重要性を指摘できる。

3年後の雇用状況では、初職において障害者雇用枠で採用された9名中7名(77.8%)が継続、離転職した2名も障害者雇用で再就職し、継続していた。また、障害者能力開発校修了の51名中39名(76.5%)が初職を継続していた。障害者雇用による就職に関してみると、高校卒業直後は多いとはいえませんが、その後に障害者雇用を選択した場合をあわせると、安定した適応・定着状況が確認された。これを、一般扱いの雇用で就職した12名中、継続が6名(50.0%)であることに比べると、安定した就業状況であるといえる。卒業時点での特性に応じた進路選択の指導が重要な意味を持つことが示された。

次に、福祉施設等利用もしくは在宅等の進路先未決定卒業での36名中12名(33.3%)について、また、アルバイトに就いた4名中1名(25.0%)については、いずれも卒業後3年の時点で、障害者雇用で就職していた。これらのケースでは、在学中の進路指導に加えて、卒業後に追指導として計画された職業準備の活動(参加要件は療育手帳取得)が進路変更にとって重要であったことを指摘しておきたい。

一方で、学校紹介以外に自営業家族従事(雇用主:親)がある。継続しているケースもあるが、在宅となったケースもあり、家族の支援の効果が当事者の自立とどのように関連するのかという点が今後の検討課題として残されている。

これまで、職業への円滑な移行を阻む要因として、当事者ならびに家族の障害受容や職業に対する準備性の問題を指摘してきたが、職業適性評価と情報提供、体験的学習、進路相談等を教育課程に位置づけた進路指導により、卒業時の移行のみならず卒業後においても職業リハビリテーションを利用した移行を支える可能性があることが示唆された。しかし、一方で、こうした進路指導があっても、いわゆる「ニート」状態にある者もいる。こうした実態は、MEET'Hの心理的側面の課題の大きさを示すものである。

3 円滑な移行支援のために

学校時代の経験を通して「障害に気づく」こ

とがあったとしても、「頑張っ学校を卒業した」ことから、障害を否認したいという気持ちを強く持つことが多い。この場合、挫折体験(初職入職困難による挫折)や喪失体験(離転職/一般扱いとしての正規職員という地位の喪失)があったとしても、引き続き「一般扱いで就職する」希望にこだわることになる。結果として、「自分に適した仕事があるのではないか」という思いを持ち続ける。「障害に向きあう」ことは、自分の存在そのものを否定されるほどに、この上もなく重い意味を持つ。しかし、希望と現実が乖離している場合、高校中退であれ高卒であれ、さらなる上級学校卒であれ、教育歴とは別に、職業選択は障害理解の問題を避けて通ることはできない。つきつけられた厳しい現実を否認することが難しい場合には、様々な経験を通して「自分の特性に相応した支援を選択する」ことになるのだが、挫折や喪失の体験から立ち直るために、まずは深刻な体験を総括してフィードバックする相談活動が必要となることもまた多い(障害者職業総合センター 2001, 2004)。

学校教育法の改正により、通常教育と障害児教育の間の連続性は、義務教育段階における教育支援の理念において確保されたかにみえる。しかし、高等学校在学中の進路指導において、必要に応じて障害特性に相応した支援を自ら選択すること、そのために障害者雇用施策について情報提供すること、の試みは極めて少ない。ここには、義務教育と高等学校教育の間の制度の不連続を指摘できる。こうした教育における連続・不連続の状況は、障害児教育の学校(特別支援学校)と学校外の障害者就業支援との連携がありながらも、高校と学校外の障害者就業支援との連携が検討されないことに関連する。障害児教育の学校(特別支援学校)に蓄積されたノウハウの共有という点でも制度の連続性が確保されているとは言い難い。加えて、児童・生徒ならびに家族の中にある障害の理解と受容の問題や、教育関係者の障害理解の問題がある。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所(2005)は、全国の大学・短期大学・高等専門学校1272校の「学生相談」もしくは「保健管理」担当部署を対象とし、「高等教育機関における発達障害の

ある学生に対する支援に関する全国実態調査」を行った。結果速報によれば、792校からの回答があり、2004年度においては193校で518件の相談が行われたことを報告している(表4)。

ただし、診断のある学生は518件の相談の内85件であった。当事者主訴の場合もあるが、自覚のない場合も含め、診断のない433件については、相談もしくは保健管理担当者が当面する問題を解決する上で障害との関連を推測したことになる。

進路や就職に関する問題は、学業や試験・評価、対人関係、情緒的な安定に関する相談に比して少ない中、件数は少ないながら障害者職業センターの紹介も回答されていた(表5)。

この調査結果は、教育機関全体が障害に関する専門的な理解に基づく支援を行う現状にはないが、一部の担当部署では問題が認識され始めていることを示している。しかし、また、診断体制が整備途上であること、職業リハビリテーションの利用可能性を高めるための支援体制もまた未整備であること、このため、本人ならびに周囲の障害理解の深化が課題となっていること、を指摘するものである。

III 支援の課題

教育機関は、在学中もしくは卒業後に自らの特性を発達障害に起因するものとして認識している(するようになる)生徒・学生を抱えている。したがって、こうした生徒・学生が存在することを前提として就業支援体制を整備することが必要である。また、初職入職もしくは適応に失敗した後、いずれの支援機関からも離れてしまう生徒や学生も存在する。したがって、教育機関ならびに就業支援機関は、こうした生徒・学生をも視野に入れた支援の在り方を検討することが必要である。IIIでは、これまでの議論を踏まえ、学校と学校外の就業支援の現状と課題をまとめる。

1 「学校」における移行支援

職業リハビリテーション機関を利用して就職したケースは、まずは自らの職業適性を理解すること、ならびに職場に適応するための行動様式を習得することなどを中心とした体験的な訓練とカウンセリングを必要とする点で共通していた(障害者職業総合センター 2000, 2008a)。こうした教育訓練を学校卒業後に、もしくは失業後に改めて行う場合、障害受容の課題未達成とあわせ、長期に

表4 2004年度における発達障害学生の相談状況(全国193校)

	大学数	来談者数
軽度知的障害	8	13 (5)
注意欠陥多動性障害	40	46 (19)
学習障害	28	44 (8)
高機能(知的障害を伴わない)自閉症	95	157 (53)
いずれかの疑い	108	258

注:()内は診断のある者の数。

出所:独立行政法人国立特殊教育総合研究所(2005)より再構成。

表5 2004年度における進路支援の内容(全国184校)

	インターンシップ等を利用した職業適性へのアドバイス	障害者職業センター等の紹介など専門機関との連携	進路先との連携・協力	面接試験等試験に関する事前対策・準備
注意欠陥多動性障害	8	6	5	11
学習障害	7	6	4	11
高機能自閉症	13	13	8	23
いずれかの疑い	11	5	3	13

出所:独立行政法人国立特殊教育総合研究所(2005)より再構成。

わたる支援を必要とするケースもある。早期からの職業自立支援が必要となる所以である。

安定した職業生活を継続するためには、学齢期に発達障害と診断されていたとしても、職業選択時点で改めて特性評価を実施することが重要である。また、障害者雇用率制度で就職できるケースについては、制度を利用できるように意思決定を支援することが重要である。ただし、特性評価の結果によっては、自己理解（障害理解）を修正することが必要となる場合がある。この評価を「いつ」「どこで」「誰が」「どのように」行うかが重要になるのだが、特に問題となるのは、職業リハビリテーションを提案する役割を誰が担うか、ということであろう。発達障害者支援法の趣旨を実現するため、通常教育で個に応じた教育課程を推進するにあたり、教育的支援の専門家に要請される役割のひとつである。こうした役割については、特別支援学校における就業支援の考え方や教育リハビリテーションと職業リハビリテーションの連携の仕組みなどを背景とした進路指導担当者の役割が具体的なモデルとなろう。学校卒業時点で障害者雇用への移行の選択・決定に至らない場合には、将来的に職業リハビリテーションを利用することを視野に入れた支援が必要である。

2 学校外の実業支援機関における支援

通常教育において円滑な移行支援が整備されるまでの間、学校卒業後いわゆる「職リハサービスを選択していない」発達障害のある若者のために、職業リハビリテーションを提案する役割を担う仕組みや情報提供（例えば、障害者職業総合センター 2008b）等も必要となる。

こうした仕組みは、一般の若年対象の機関にあって、当事者との相談活動の中で必要に応じて職業リハビリテーションを提案できることが重要となる。支援機関へのアクセス可能性を高めるために、「障害者」支援を機関名に掲げていないことが重要である場合も多い。まずは、当事者のニーズを傾聴することになるが、最終的には客観的な評価と体験を通して自己理解の深化と意思決定を支援することになる。学校における支援と異なる点を挙げるとすれば、一般扱いは採用に至らなかつ

たり、就業継続ができなかった経験について、障害者支援を選択するタイミングをはかりながら職業カウンセリングを計画することであろう。ただし、障害受容の過程を慎重に支援する専門性が必要となることは言うまでもない。ここでは、一般の若年雇用対策と障害者雇用対策の連携が求められる。さらには、学校を含めた就業・生活・福祉・医療等の関係支援機関の連携が必要となる。

3 おわりに——的確な評価に基づく支援の必要性

就業支援を効果的に行うためには、職業選択時点における職業適性・職業興味等を自己評価ではなく客観的に基準に照らして評価すること、さらに、職業リハビリテーションの支援の利用可能性についても的確に評価すること、が重要となる。職業リハビリテーションの利用に際し、障害者雇用率制度の対象であるかどうか（対象障害：身体障害・知的障害・精神障害）についての検討が必要であるが、雇用率制度の対象でない場合でも、多様な障害に対応する支援（相談・評価・訓練・職場適応支援等）を利用できる。なお、障害者の雇用に際しては、企業の合理的な配慮を前提とする。したがって、支援者は、当事者側の問題の把握と企業における環境整備の課題を明らかにすることになる。

支援の選択をためらわせたり、回避させたり、先送りさせたり、混乱させる原因として、障害観や障害者観の問題がある。知的障害以外の発達障害は、現行の障害者雇用率制度の対象障害ではない。しかし、18歳未満に生じた発達障害は、成長とともに状態像を変えていった結果、知的障害や精神障害のための支援を利用して就職する事例が蓄積されている（例えば、全国LD（学習障害）親の会 2005）。こうした就職は当事者や家族が成功事例と受けとめない（受けとめたくない）といった見方もある。これは、「障害」に対するステイグマの問題とも関連が深いといえるだろう。障害に対するバリアフリーは政策課題となつて久しいが、周囲の、家族の、そして当事者の心の中にある障害に対する構え（バリア）をフリーにしておくことこそが、喫緊の課題であるといえる。

- 1) 発達障害者支援法は、「発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与する」ことを目的としており、施行後3年経過した場合に施行状況の検討結果に基づいて見直すことが明記されている。
 - 2) 『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査』（文部科学省 2002）によれば、知的障害を伴わない支援対象者は通常学級（義務教育段階）在籍者の6.3%に該当すると推計された（調査対象：全国5地域の公立小学校及び公立中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒4万1579人）。ただし、6.3%という推計値が発達障害（広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）の出現率ではなく、指導上の困難を把握したものであるとの特記がある点に注意が必要である。
 - 3) 改正学校教育法（平成19年4月施行）では、「通常学校、通常学級における特別支援」に「特別支援学校（従来の養護学校）や特別支援学級（従来の障害児学級）における特別支援」を併せて特別支援教育と総称することになった。
 - 4) 1993年の心身障害者対策基本法の改正（障害者基本法への改称を含む）に際し、参議院において「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障がある者は、この法律の障害者の範囲に含まれる者であり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること」が付帯決議として提出された。この付帯決議に対し、「①自閉症については、その概念が必ずしも十分確立している段階とは考えられておらず、また自閉症の症状を示す者の多くは知能の障害を有するため、自閉症と精神薄弱（1993年当時：筆者注）の区分にあたっては困難な点が多い。②精神薄弱者福祉法（1999年4月の法改正により知的障害者福祉法）においては、『精神薄弱者』の定義を設けておらず、自閉症による日常生活上の支障があり援助が必要な場合には、知能が一定以上であっても精神薄弱者として法律の対象として必要な援護措置を講じている。③以上のことから、改正法案における「精神薄弱」の中で「自閉症」ととらえることができる」（厚生省社会援護局更生課、1994.2）とした経過があるが、療育手帳制度の運用には至っていない（一部の地域で、範囲を限定した運用が行われるにどまっている）。
 - 5) 障害児教育（障害児のための学級や学校）で職業準備の課程を履修して自立をめざす若者については、学校から職業への移行支援において教育リハビリテーションと職業リハビリテーションとの連携が制度化されている。一方、通常教育から職業への移行支援については問題の認識においても支援体制の整備についても明確化されていない現状がある。
 - 6) 職業リハビリテーションは、「障害者が適当な雇用に就き、それを継続し、かつ、それにおいて向上することができるようにすること、ならびに、それにより障害者の社会への統合または再統合を促進すること」（職業リハビリテーション及び雇用（障害者）に関する条約159号（ILO 1983））と定義されており、①職業評価、②職業指導、③職業準備訓練と職業訓練、④職業紹介、⑤保護雇用、⑥フォローアップ、の諸活動を含む。
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（2007）『障害者の雇用支援のために』。
- 原仁（2005）「発達障害の診断とその課題」『職リハネットワーク』No. 56, 8-12頁。
- 平林伸一（2002）「長期予後」『小児科診療』第65巻6号, 988-994頁。
- 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室（2005）『「若者自立塾創出推進事業」の実施について』<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/05/h0523-3.html>。
- 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室（2006）『地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業』<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/04/h0414-4.html>。
- 厚生労働省（2008a）『ハローワークにおける障害者の職業紹介状況』<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/05/h0516-3.html>。
- 厚生労働省（2008b）『障害者雇用対策の概要 2007』<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/index.html>。
- 小杉礼子（2008）「若者の就業問題の現状と課題」『就職困難な若年者の就業支援の課題に関する研究』障害者職業総合センター資料シリーズNo. 39, 3-22頁。
- 小杉礼子・堀有喜衣（2003）「学校から職業への移行を支援する諸機関へのヒアリング調査結果——日本におけるNEET問題の所在と対応」JIL Discussion Paper Series 03-001。
- 國平揺・千住淳・長谷川寿一・若林明雄（2003）「健全成人に見られる自閉症的傾向の個人差——気質・心理的適応・認知機能との関連」『自閉症スペクトラム研究』第2巻, 21-30頁。
- 望月葉子・向後礼子（2007）「発達障害のある青年の『学校から職業への移行』における課題——高校卒業時点の進路選択と卒業後3年時点の状況から」『日本特殊教育学会第45回大会発表論文集』321頁。
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2002）『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査結果』10月。
- 文部科学省（2008a）「平成19年度特別支援教育体制整備状況調査結果について」（平成20年3月25日）http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/03/08032605.htm。
- 文部科学省（2008b）「平成19年度高等学校における発達障害支援モデル事業について」（平成20年6月15日）http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/06/07060608.htm。
- 文部科学省（2008c）『平成18年度学校基本調査結果』http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index01.htm。
- 障害者職業総合センター（2000）『「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その1）——職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討』調査研究報告書No. 38。
- 障害者職業総合センター（2001）『知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究——通常教育に在籍した事例をめぐる検討』調査研究報告書No. 42。
- 障害者職業総合センター（2004）『「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その2）——青年期における状態像の詳細区分に基づく検討』調査研究報告書No. 56。
- 障害者職業総合センター（2006）『軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究』調査研究報告書No. 71, 第2, 4章。
- 障害者職業総合センター（2008a）『軽度発達障害者のための就労支援プログラムに関する研究——ワーク・チャレンジ・プログラム（試案）の開発』調査研究報告書No. 83。

引用文献

独立行政法人国立特殊教育総合研究所（2005）『高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する全国実態調査』<http://www.nise.go.jp/kyoudoukenkyu/kyoudou2/sokuhou.pdf>。

障害者職業総合センター（2008b）『就職支援ガイドブック——発達障害のあるあなたに』。

東條吉邦（2005）「高機能自閉症，アスペルガー症候群，自閉症スペクトラムの概念と支援の課題」『職リハネットワーク』No. 56, 17-21 頁。

若林明雄（2003）「自閉症スペクトラム指数（AQ）日本語版について——自閉症傾向の測定による自閉性障害の診断の妥当性と健常者における個人差の検討」平成 14 年度科学研究費補助金（基礎研究(B)(2)）『自閉症児・ADHD 児における社会的障害の特徴と教育支援に関する研究報告書』国立特殊教育総合研究所（東條吉邦 編集）47-52 頁。

若者自立・挑戦戦略会議（2003）『若者自立・挑戦プラン』。

若者自立・挑戦戦略会議（2004）『若者の自立・挑戦のためのアクションプラン』。

全国 LD（学習障害）親の会（2005）『教育から就業への移行実態調査報告書』（全国 LD 親の会・会員調査）。

参考文献

ハウリン，P.（2001）「自閉症の心理治療と治療教育」（門真一郎（訳）『自閉症と発達障害研究の進歩』Vol. 5, 130-149 頁）。

二上哲志（2002）「注意欠陥多動性障害（ADHD）——病像と診断」『小児科診療』第 65 巻 6 号, 939-943 頁。

黒田吉孝（2004）「自閉症スペクトラムとしての高機能自閉症・

アスペルガー症候群の心理臨床的問題」『障害者問題研究』第 32 巻第 2 号, 99-109 頁。

文部科学省（2003）『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議。

辻井正次・杉山登志郎（1999）「学習障害と高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群）との臨床的比較」『発達障害研究』第 21 巻第 2 号, 152-15 頁。

上野一彦（1995）「学習障害概念とその課題——心理学の立場から」『発達障害研究』第 17 巻第 3 号, 13-19 頁。

ウィング，L.（1996）「アスペルガー症候群とカナーの古典的自閉症」（ウタ・フリス編著 富田真紀（訳）『自閉症とアスペルガー症候群』179-222 頁，東京書籍）。

もちづき・ようこ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター主任研究員。最近の主な著作に「青年期におけるカウンセリングの課題とその背景——就職に際して，職業リハビリテーションを利用した事例が示唆すること」『わかる LD シリーズ第 6 巻 LD の思春期・青年期』第 5 章（共著，日本文化科学社，2000 年）。HP アドレス <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/research.html>